

生駒市農業ビジョン推進懇話会 第23回会議録 (要点筆記)

1. 開催日時 令和5年12月11日(月)午後2時00分～3時30分
2. 開催場所 生駒市コミュニティセンター 201・202会議室
3. 参加者 池上甲一(座長) 井上良作(副座長) 田中勝久 小北利裕 中井啓二
稲葉房子 中世古知子 中村和美 藤原大輔 浅井伊知人 鈴木将充
青山資史 目面秀信
〔事務局〕地域活力創生部 岡村次長 農林課 植島課長 吉岡補佐
坂田係長
〔欠席〕 東一司
4. 会議の公開・非公開 公開 傍聴人数 なし
5. 議題 (1)生駒市農業ビジョンの見直しについて(施策3・4)
(2)生駒市農業ビジョンの案について(施策1・2)
(3)その他 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について

6. 審議内容

(1) 生駒市農業ビジョンの見直しについて(施策3・4)

事務局	前回同様、順次皆様のご意見を伺いたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。1枚目の施策3についてご意見ある方お願ひいたします。
座長	前回、説明がありましたので意見がある方、順番にお願ひいたします。
参加者	鳥獣害対策についてお伺いしたいのですが最近、家の周りにもイノシシが増え、農業も、やりにくくなってきて来ていると感じています。イノシシの目撃情報も増えてきています。 広域柵についての記載がありますが、どのような計画でやられているのですか。また、獣害対策の研修会もやられているみたいですが、どのようにやられていますか。
事務局	獣害対策の研修については半農半X支援事業の研修に合わせて、外部の講師を招き市内の農家区長をはじめ遊休農地利用者や市民農園利用者などに声を掛けて合同で年1回実施しています。 また、獣害対策用の檻の設置や柵の設置は農作物の被害防止などのために実施している事業であるため、農業者等を中心として開催しています。市民の方を対象とした研修は実施しておりません。 広域柵については3者、農地が3筆以上の方から要望があった場合、農家区長などを通じて要望をいただき、翌年度に予算措置の上、材料支給を行い、設置については地元の方にお願ひしております。 広域柵については、農地を守るためなどに材料支給を行っているものですので、町中にイノシシが入ってこないようにするための対策用ではないという考えです。
座長	農林課としては農作物を守るための施策ですから仕方がないとは思いますが、市全体としての有害鳥獣対策として、環境を担当している部署でも行っていないのですか。
事務局	環境を担当している部署でそのような事業は行っておりません。
座長	イノシシが出てくるのは農地だけではないので、被害状況や出没状況を把握して対策を検討いただきたいと思います。

参加者	同じような話が森林整備の懇話会であり、竹林や里山の整備で、農地との間にあるバッファゾーンについての議題がありました。有償ボランティアを育成しバッファゾーンを設けることで獣害対策ができるという話がありました。
事務局	森林整備の懇話会についても同じ農林課の事業ですので、バッファゾーンについては森林整備計画に掲載し対応させていただきます。
事務局	森林環境譲与税を活用した有償ボランティアの育成を行い、バッファゾーンを設けることで、人里にイノシシが降りてこない、降りてきにくいような環境整備を行う予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。
参加者	共通しているのは、ボランティアの育成等になってくると思いますので、育成にあたって市民参加型の獣害対策研修なども検討いただきたいと思います。
座長	農業ビジョンにバッファゾーンの設置についての記載は難しいかもしれませんが他の事業と連携して取り組むような記載にさせていただけたらと思います。
事務局	他の自治体の農業ビジョンに森林についての記載があるものもありますので、事務局でどのような記載方法にするか精査させていただきます。
参加者	広域柵の設置について事前に計画などを知る方法がありますか。
事務局	特に公表しておりません。
参加者	地域によって山裾のすべてを柵で囲うような計画とかあれば事前に知らせていただけたら良いと思いますがいかがでしょうか。
事務局	表現が広域柵となっておりますが、おっしゃっていただいた山裾に柵を設置するというような感じではなく、数枚の田や畑を一緒に柵で囲ってしまうという形となります。計画立てて順次柵を設置していくような事業ではありません。
参加者	名前が広域柵という表現だからややこしいですね。
座長	地域計画の中で獣害対策についても当然、話が出てくると思いますので、被害の大きいところから順次、柵を設置するような計画を立てていただいてもいいかもしれませんね。
参加者	柵の設置について、全体的な設置個所がわかるような図面はありますか。
事務局	設置個所は把握していますが、全体的な図面等に示したものではありません。年間 2,000m程の設置ですのでほとんど出来ていないと思っていただけたらと思います。
座長	農林課としては農産物を守る対策としての事業しか原則できないかもしれませんが、市全体で、獣害対策に取り組むような体制を考えていってほしいと思います。 要望主義ではなく、計画立てて柵を設置していくようなことも検討いただけたらと思います。 囲う柵の設置は、現状のままでやっていただいて、バッファゾーンも大切ですが山から出てこないような提案型の柵の設置についても今後の課題だと思います。
参加者	檻の設置についてはどれくらい設置されていますか？
事務局	手元に資料がありませんが、80数基の檻を設置しており、令和4年度は138頭捕獲しております。 狩猟免許取得に関して補助金制度も設けており、毎年1～2名の方に補助金を活用いただいております。
座長	獣害対策についていろいろご意見が出ましたが、農業ビジョンに反映させる部分については、反映していただいて、市全体での取組を今後、検討いただきたいと思います。
事務局	広域柵という表現がややこしいとのご意見が出ましたので、表現の方法について事務局にて検討したいと思います。
座長	捕獲したイノシシについては、県でネットワークみたいなものを作ってジビエとして流通させるのは難しいのでしょうか。

事務局	流通させるには専門の加工場で加工しないといけません。 県内においては南部に加工場がありますが、そこまで運ぶのに時間がかかりますし、血抜きにも手間がかかります。 また、過去にジビエの検討も行いましたが、捕獲しているイノシシの頭数では到底、採算が合わず断念した経緯がございます。
座長	イノシシをこれだけ捕獲しているので何か出来たらいいと思いますので今後、検討していただきたいと思います。 また、出来るだけイノシシが市街地に出てこないようにする対策については、森林ボランティアの育成を他の事業で実施する方向で協議されているとのことですので期待しております。 ほかに何かありますでしょうか。 施策3については意見も出尽くしたかと思しますので、続きまして施策4に移りたいと思いますがいかがでしょうか。 それでは施策4について意見のある方お願いいたします。
参加者	遊休農地利用のところで CSR 活動のスポーツ団体への支援についてはどのような団体になりますか。
事務局	サッカーチームの団体に活用いただいております。 サツマイモを主に作付けされ、サッカーチームで芋掘りの体験等をされております。
参加者	農福連携のところが、市の取組として障がい者向け農作業体験や就労訓練等と書かれていますが、広義に考えていただきたいと思えますけどいかがでしょうか。
事務局	別件でお話いただいたように、生きがづくりや、居場所づくり等を含め視野を広げた農福連携と改めるよう検討中です。次回、お示しできたらと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。
参加者	ニート、引きこもり等の就労支援について、なかなか難しい取り組みだと思えますので実績がないのは仕方がないと思えます。 現段階の進捗状況で受け入れ農家の紹介はできていないと書かれていますが、農家の紹介となると農作業を仕事として紹介します、みたいにハードルが高すぎる感じがしますので、彼らが農作業って面白いなと思えるような、体験できるような場を提供していただけると、緩い形で始めるような形で進めていただければと思います。
事務局	他の団体からも同じようなご意見を頂戴していますので、自立促進といった初めから自立を目的とするのではなく、居場所を提供するとか、農業に触れ合うことができる場の提供といった方向で農福連携の部分も含めて調整させていただこうと思えますので、よろしくをお願いいたします。
座長	ほかにいかがでしょうか。 学会で出た話で紹介させていただきたい案件がありまして、市民農園は貸すだけで指導者がいないと思えますが、農協が実施している体験型の農園であるとか生協が実施している協働農園であるとか、そういった指導者がいる農園を今後考えていただいてもいいかもしれません。
事務局	体験型の市民農園としましては、特定農地貸付法に基づき民間事業者による市民農園が1か所あります。こちらは、指導者がいる市民農園となっております。
座長	種も苗も鍬等の道具類も何も持たずに行ける農園ではないですね。 そういった資材も用意してくれる農園が今、人気みたいですのでそういった取組も検討していただけたらと思えます。
事務局	行政としましては、そういった農園を開設したいという方がいらっしゃればサポートさせていただきたいと思えます。
座長	受け身だと荒廃地が増える一方ですので、率先してやっていただきたいという提案ですので今後の参考にしていただけたらと思えます。
事務局	ありがとうございます。
参加者	農業の指導していただける方は市内に沢山いらっしゃいますか。

事務局	個人的に地域の方を集めて農作業の指導を行っている方はいらっしゃると思いますが、なかなか指導者を探すのが難しく、半農半 X 支援事業の講師を探すのも大変な状況です。
参加者	先ほどの体験農園は、どのくらいの頻度で講師の方来られるのですか。
座長	定期的に来ていると思いますが、頻度まではわかりません。
参加者	体験農園の企画を実施したことがあります、ものすごく人気が高かったです。
事務局	生駒市でも親子ふれあい農業体験という田植え、稲刈り、餅つきの3回構成で実施している事業がありますが、大変人気となっております。
座長	市民農園のところに体験農園を検討するぐらいのことを記載していただくのもいいかもしれません。 全国的に生協が農業法人を作り始めている動きもありますし、生協を巻き込んで話を進めるのもいいかもしれません。
参加者	生協と一緒にやるのであれば、6次産業にも取り組まれていますので、例えば大豆を生産して味噌まで作ってしまうという一連の作業を体験農園の事業に盛り込んでいただいても面白いと思います。
座長	ほかに何かありますでしょうか。
参加者	遊休農地を借りたい市民の方はいらっしゃいますか。
事務局	問い合わせは多いですし、現在も空きがない状況です。
参加者	農家の人で作物を育てない人が増えてきている。遊休農地として貸し付けを行ったらいいと思いますけど、制度をわかっていない農家が多く、貸してしまったら土地を取られると勘違いしている人もいますので、市としてアピールをもう少ししてほしいと思います。
事務局	特定農地貸付法による遊休農地については、市がいったん農家の方から土地を借りる形となるため、間に行政が入るのでそのようなことはない旨、説明しアピールできたらと思います。
参加者	場所もよく、水もあるような土地で遊休農地になってきているところが多くなってきたので市のほうから率先して借りに行くような方法とかはないのですか。
事務局	今後、地域計画を策定していく中で、貸してもよいという意思があれば遊休農地に限らず、農地法や基盤法も含めた形で案内出来たらと思います。 また、各地区に農業委員や推進委員がいますので、またご相談いただければいいかと思います。
座長	今の話と関係しますが、土地の所有者がどこにいったか分からない耕作放棄地の数は、把握されていますか。
事務局	把握していません。 地域計画を策定していく中で、その様な土地も当然出てくるとおられますので、その段階で、遊休農地として貸し出せる土地が出てきたら、所有者に案内したいと思っています。
参加者	元々、田んぼであったところが竹林になっている場所は、地目は田で、現況が山林みたいになっているところはどのようなのでしょうか。
事務局	登記地目が田となっていれば、当然、農地台帳にも載っています。 そのような土地で地目変更していない土地も多くあります。
座長	ほかに何かありますでしょうか。
参加者	地域で取り組む仕組みづくりというのは、どのようなことを想定されていますか。
事務局	遊休農地を借りていただく場合、1つの畑を複数人で借りていただく場合があります。遊休農地の需要が多く、地域の方にご紹介できていない現状ですが、地域の遊休農地は地域住民に借りていただくほうが、効率も良いですし地域コミュニティの1つとなりますので、そのような遊休農地の活用方法となります。 個人同士で、貸し借りされている場合も多くみられますが、行政としては遊休農地活用事業を利用いただき、貸し借りしていただきたいという思いです。

参加者	地域の方を対象に優先的に貸し借りできる仕組みづくりが出来たらいいと思いませんけどいかがでしょうか。
事務局	現段階で、遊休農地に関して需要と供給のバランスが均一に保たれており、遊休農地の空きがない状況ですので、遊休農地の空きが出てきた場合、その様な方法も検討したいと思います。
参加者	遊休農地は借りる上限面積はあるのでしょうか。
事務局	ありませんが、概ねお一人あたり 100 m ² となっています。 一番広い面積を借りられている方で 300 m ² 程となっています。 新たに農業を始められる方で借りている遊休農地を基盤法や農地法に切り替える予定の方もいらっしゃいます。
座長	今おっしゃっていただいたように、遊休農地の活用を始めた方が、利用権設定などで新規就農者となられることは、一番の理想だと思います。 意見も出尽くしたと思いますので、次の議題に移りたいと思います。

(2) 生駒市農業ビジョンの案について (施策 1・2)

事務局	(前回出た案をビジョンに反映させた案を提示、及び説明) 提示させていただいた案について、意見等あれば次回にお願いします。 また、本日いただきました施策 3、4 に対する意見については、次回ビジョンに反映させたものを提示させていただきます。
座長	ありがとうございました。 何か、この場で聞いておきたいことがあればお願いします。 よろしいでしょうか。 そうしましたら、最後のその他の案件について事務局から説明をお願いします。

(3) その他 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について

事務局	(農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正の主な改正点について説明)
座長	ありがとうございました。何か質問等あればおねがしたいのですが、私から 1 つ質問させていただきます。 地域計画の区域については、どのような区域を想定されていますか。
事務局	現段階で 28 農家区中、市街化調整区域の農地が 27 の農家区の中にありますので、27 の農家区単位で考えております。 今月からアンケート等を送付し、北地区から開始いたします。
座長	わかりました。よろしくおねがいたします。 他に何か質問等ありますでしょうか。
参加者	農家区に入っていない新規就農者はどうなりますか。
事務局	農地法や基盤法で借りられている土地を把握しておりますので、複数の農家区にまたがって借りられている場合は、それぞれの農家区の座談会に参加いただく必要になるかもしれません。その時はご協力よろしくおねがいたします。
座長	ありがとうございました。 それではこれで終了したいと思います。